

お知らせ

◆小向井一成

『童画(わらべ絵)展』

さつま町郷土史研究会宮之城支部では、泊野地区出身の小向井一成さんが母に送った絵手紙や昭和30年代の暮らしをテーマにしたわらべ絵などの展示会を開催します。

母へ、そしてふるさとへの感謝をこめた絵手紙の1枚1枚をぜひご堪能ください。

期間 8月1日～8月31日

休館日 毎週日曜日、15日

場所 宮之城ひまわり館

お問い合わせ先

文化課文化財係

☎ 1732



観音滝公園夏祭り

「観音滝公園夏祭り」が開催されます。

日時 8月13日(土)

午後5時30分～ 水辺のコンサート
(薩摩中吹奏楽部)

午後6時～ ステージショー

午後7時30分～ 抽選会

午後8時～ 花火

◆建設課からお願ひ

道路・河川などの公共用地と隣接している土地の宅地造成や埋め立てあるいは切り下げなどを行う場合は、町と原因者が境界確認を行い、双方協議のうえで境界を設定しなければなりません。

これは、お互いの「財産保持」と第3者に対しての「公的証明」にもなります。

このような場合は、必ず公共用地境界確定申請書を提出してください。

お問い合わせ先

建設課道路維持係

☎ 1111 内線2254

◆第8回特別弔慰金

～戦没者などの

ご遺族の皆さまへ～

戦没者などのご遺族の皆さまに第8回特別弔慰金が支給されます。

支給の目的

戦後60年にあたり国が改めて戦没者などの遺族の方に対して、弔慰の意を表すために支給されます。

支給の内容

額面40万円、10年償還の記名国債

支給の条件

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受け取らない場合に限られます。

支給の対象者

主として次に記載された遺族のうち、次の順序に従って、最も順位が先の方お一人に支給されます。

1 平成17年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者などの子

3 戦没者などと生計をとんでいた父母、孫、祖父

母、兄弟姉妹(婚姻・養子縁組により姓が変わっている方は除かれます。)

4 3以外の、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

5 1から4以外の三親等内の親族(戦没者などの死亡まで引き続き1年以上生計関係があった方)

請求期限

平成20年3月31日

請求事務説明会

8月22日9時30分

佐志地区公民館

8月23日9時30分

山崎地区公民館

8月29日9時30分

宮之城ひまわり館

手続きに必要なもの

・印鑑、前回の国庫債券台紙、裁定通知書、請求書の控えなど

請求書などの用紙は役場及び各総合支所に備えてありますが、戸籍抄本などが必要な場合もあります。

受付窓口・お問い合わせ先

本庁福祉介護課福祉係

☎ 1111 内線2133

鶴田総合支所福祉介護係

薩摩総合支所福祉介護係

電気事故防止

シリーズ②

タコ足配線

コードや配線器具は使える電気の量にかぎりがあります。テーブルタップを使っているタコ足配線をしていると、1度にたくさんの電気が流れ、過熱して危険です。電気器具は、コンセントから直接使うようにしましょう。



タコ足配線をしていませんか?

普通は……



タコ足だと



数分後には



財団法人 九州電気保安協会